

平成31年度 第2回

御殿場市農業委員会総会定例会

議 事 録

御殿場市農業委員会

開催日時 令和元年5月14日(火)午後2時00分から3時28分

開催場所 御殿場市民会館 3階 第7会議室

出席委員 (31人)

1番	田代正十志君	2番	中村克則君
3番	長田正次君	4番	大胡田直良君
5番	勝間田實君	6番	瀬戸久志君
7番	小宮山光文君	8番	勝亦里沙君
9番	田代みよ子君	10番	勝又英夫君
11番	芹沢秋雄君	12番	渡邊厚雄君
13番	内海富夫君	14番	高杉優君
15番	杉山充男君	16番	芹澤雅司君
17番	伊倉隆義君	18番	長田清一君
19番	勝又洋一君	20番	土屋壯一君
21番	坂本登志雄君	22番	池田靖君
23番	瀬戸昭一君	24番	勝亦啓二君
25番	土屋民治君	26番	芹澤彰夫君
27番	勝間田仁君	28番	岩瀬茂君
29番	高杉昇君	30番	土泉清司君
31番	田代三郎君		

欠席委員 (0人)

議事日程

- 1 開 会
- 2 会長あいさつ
- 3 議事録署名人の指名について
- 4 会議書記の指名について
- 5 報 第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について
報 第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について
- 6 議案第8号 農地法第4条の規定による許可申請書の決定について
議案第9号 農地法第5条の規定による許可申請書の決定について
- 7 議案第10号 農用地利用集積計画の決定について
- 8 農業委員会の活動目標等に関する協議について
- 9 その他
- 10 閉 会

農業委員会事務局職員

杉山 真彦 井上 裕次 土屋 諭子 鈴木 愛 杉山 啓介

会議の概要

事務局長

ただ今から平成31年度第2回総会を開会いたします。
本日、全員出席ですので総会は成立していることを報告し、開会を宣言いたします。

(会長あいさつ)

会長

それでは、会議に先立ち議事録署名人に 5番 勝間田実委員、6番 瀬戸久志委員を指名いたします。書記に、杉山書記を指名いたします。

会長

次に報告事項に入ります。
報第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について事務局より報告を求めます。

事務局

報第3号 御殿場市農業委員会規程第11条第1項第1号の規定により、事務局長が専決したので同条第2項の規定により次のとおり報告する。5月14日報告。今月の4条報告は1件でございます。

(番号1について内容読み上げ)

以上でございます。

会長

ただいまの報告について、ご意見、ご質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長

無いようですので、これらは報告案件ですので、了解いただきたいと存じます。

会長

続きまして、報第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について事務局より報告を求めます。

事務局

報第4号 御殿場市農業委員会規程第11条第1項第1号の規定により、事務局長が専決したので同条第2項の規定により次のとおり報告する。5月14日報告。今月の5条報告は3件でございます。

議案の説明の前に、一部議案書に誤りがありましたので、本日、A4サイズで新しく報第4号の議案書を配布しておりますので、そちらをご準備ください。修正した箇所は、整理番号の割り当てと、整理番号2と3の地番と敷地面積が間違っておりました。申し訳ございませんでした。

(番号1～3について内容読み上げ)

以上でございます。

会長

ただいまの報告について、ご意見、ご質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長 無いようですので、これらは報告案件ですので、了解いただきたいと存じます。

会長 次に議案に入ります。
議案第8号 農地法第4条の規定による許可申請書の決定について を議題とします。
事務局に議案の説明を求めます。

事務局 議案第8号 次のとおり、農地法第4条の規定による許可申請書が提出されたので、委員会の決定に附す。5月14日提出。今月の案件は2件でございます。

番号1 (議案書の内容読み上げ) 畑 56 m²
転用内容は、住宅敷地の拡張です。
農地の区分は、街区の面積に占める宅地面積の割合が40%を超えるため、第3種農地に区分されます。

番号2 (議案書の内容読み上げ) 畑 426 m²
転用内容は、農業用倉庫1棟及び駐車場5台の整備です。
農地の区分は、いずれの農地区分の要件にも該当しないため、第2種農地に区分されます。
以上でございます。

会長 続いて担当農業委員より調査結果の報告を求めます。

20番委員 番号1ですが、5月8日、申請人と現地にて調査いたしました。
申請行為については、本人が申請したものであり、内容に間違いはございません。
転用理由につきましては、現在住んでいる農家住宅への進入路を拡幅して、住宅敷地を拡張するという事です。
資金については、土地整備費約20万円ということで、自己資金で対応するとのことです。
他の権利設定はございません。
転用時期については、許可後、速やかに着工するとのことです。
他法令の手続きはございません。
転用面積は56 m²で、事業目的から考えて適正であると考えます。
周辺農地への影響はないと思われませんが、被害が発生した場合は責任をもって対処するとのことです。
以上でございます。

21番委員 番号2ですが、4月28日、申請人と現地にて調査いたしました。

申請行為につきましては、本人が申請したものであり、内容に間違いはありません。
転用理由についてですが、申請人は現在農業を営んでおりますが、現在、トラクター、田植え機等をテント張りのハウスに収容しているため、これを申請地に農業用倉庫として新築することが一番使い勝手が良いとのこと、また他の農地も、道路との高低差や、自宅と離れている場所であるため利用するのは不便である、このような理由の為、必要性があり、やむを得ないと判断します。

資金については、土地整備費、家屋建築費、合計 400 万円で、自己資金で対応することです。

他の権利設定はございません。

転用時期については、許可後すぐに着工したいとのこと。

他の法令には該当いたしません。

転用面積は 426 m²ですが、毎日利用する駐車場としても一体利用するため、適正であると考えます。

周辺への影響ですが、薬剤等を使用したり、排水したりする施設ではないため、周辺の農地への影響はないと考えますが、万が一、被害が発生した場合は、責任をもって対処するとのこと。

以上です。

会長 ただいまから、質疑に入ります。本案についてご意見、質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長 無いようですので、本案について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長 全員賛成のようですので、本案については、原案のとおり決定いたします。

会長 続きまして、議案第 9 号 農地法第 5 条の規定による許可申請書の決定について を議題とします。

なお、本案件につきましては、整理番号 3 及び 9 に、農業委員会等に関する法律第 2 4 条により、議事参与の制限に関わる委員がいらっしゃいますので、まず、整理番号 1 ～ 2、4 ～ 8 及び 1 0 についての審議いたします。

事務局に議案の説明を求めます。

事務局 議案第 9 号 次のとおり、農地法第 5 条の規定による許可申請書が提出されたので、委員会の決定に附す。5 月 1 4 日提出。今月の案件は 1 0 件でございます。

また申し訳ありませんが、案内図が 1 件間違っておりましたので、修正をお願い致します。案内図の 6 ページ上段、国道 246 号線の神場交差点ということで目印をさせていただいてありますが、こちらは正しくは県道の滝ヶ原富士岡線となります。ですので、

正しくは県道滝ヶ原富士岡線の神場交差点です。失礼いたしました。

番号1 (議案書の内容読み上げ) 畑 172 m²

転用内容は、使用貸借により専用住宅1棟の建築です。

農地の区分は、用途地域から 500m以内にある農地のため、第2種農地に区分されます。

番号2 (議案書の内容読み上げ) 畑 660 m²

転用内容は、賃貸借により駐車場18台の整備です。

農地の区分は、1289-47 と 1289-49 で区分が違っておりますので、それぞれ説明をいたします。まず 1289-47 が街区の面積に占める宅地面積の割合が 40%を超えるため、第3種農地、1289-49 は用途地域から 500m以内にある農地のため、第2種農地に区分されます。

番号4 (議案書の内容読み上げ) 田・畑 計 133 m²

転用内容は、売買により資材置き場の整備です。

農地の区分は、用途地域から 500m以内にある農地のため、第2種農地に区分されます。

番号5 (議案書の内容読み上げ) 田 25.70 m²

転用内容は、賃貸借により工事用地の整備です。令和元年10月14日までの一時転用です。

農地の区分は、農用地区域内農地に区分されます。

番号6 (議案書の内容読み上げ) 田 12.80 m²

転用内容は、賃貸借により工事用地の整備です。令和元年10月14日までの一時転用です。

農地の区分は、農用地区域内農地に区分されます。

番号7 (議案書の内容読み上げ) 田 8.70 m²

転用内容は、賃貸借により工事用地の整備です。令和元年10月14日までの一時転用です。

農地の区分は、いずれの農地区分の要件にも該当しないため、第2種農地に区分されます。

番号8 (議案書の内容読み上げ) 畑 87.60 m²

転用内容は、賃貸借により工事用地の整備です。令和元年10月31日までの一時転用です。

農地の区分は、用途地域から 500m以内にある農地のため、第2種農地に区分されます。

番号10 (議案書の内容読み上げ) 田 2,934 m²

転用内容は、賃貸借により仮設現場事務所1棟及び駐車場20台と資材置場の整備です。令和元年7月31日までの一時転用です。

農地の区分は、農用地区域内農地に区分されます。

以上でございます。

会長

続いて担当農業委員より調査結果の報告を求めます。

1番委員

番号1ですが、4月30日及び5月7日、申請人双方と現地にて調査いたしました。

申請行為については、本人がしたものであり、内容も申請書の通りでありました。

転用理由については、譲受人は現在、本家所有の住宅に住んでいますが、子供が5人もいまして非常に手狭となり、且つ現在の住居は、妻の兄が将来入る予定になっているために明け渡さないといけないということで、新規に家を建てることにしたんですけれども、そこで、父が所有している土地を借りることにしたものであります。譲渡人は娘夫婦の生活安定の為に、自己所有地を貸すものであります。

資金については、資金は土地整備費100万円、建物建築費3900万円、合計4000万円は全て金融機関からの借入で対応するとのことでした。

他の権利を有する者については、該当する者はありませんでした。

転用時期については、許可が下り次第、すぐに着工するというところでございます。

他法令については、都市計画法については事前協議が済んでおりまして、認可の見込みです。他にはございません。

転用面積は172 m²でありまして、事業内容に照らして適当であると思います。

周辺への影響については、排水は隣接する現在父の家の排水を共用するというところで、そこに接続するもので特に問題はないと思います。その他の点も特に問題はないと判断いたします。

以上です。

14番委員

番号2ですが、5月9日、申請人双方と現地にて調査いたしました。

申請行為については、申請人双方とも本人が申請したもので、内容に間違いはありません。

転用理由については、譲受人は、当地隣接にて事業を行っており、工場拡張に伴い従業員も増加し、既存駐車場では足りず、隣接地に確保したい。譲渡人は、高齢で十分な耕作が不可能であり、譲受人の要望を受けて提供するものである。このような理由により、やむを得ないと判断します。

資金については、造成費、用地費 合計350万円で、自己資金で対応するとのことでした。

他の権利者の同意については、特に他の権利設定はありません。

転用時期については、許可後すぐに着工したいとのことでした。

他法令については、特にないとのことでした。

転用面積は660 m²で、事業目的から適正であると考えます。

周辺への影響についてですが、隣接地及び周辺に農地はなく支障ないと判断しますが、

工事施工にあたっては、周辺林地等に被害が及ばないように注意して行い、万が一被害が発生した場合は、申請人の責任で対処するとのことです。

以上です。

2 1 番委員

番号4ですが、5月6日、申請人双方と現地にて調査いたしました。

申請行為につきましては、本人が申請したものであり、内容に間違いはありません。

転用理由については、譲受人は大坂にてフェンス・ブロック・カーポート、門扉等施工販売業を長年営んでおりますが、常に建設資材の置場に苦慮していたとのこと、事務所近くで資材の管理がしやすい資材置場スペースとして確保できる場所として、当該農地を譲り受けたく譲渡人に相談し、売買にて申請地を提供してくれることになりました。このような理由のため、必要性があり、やむを得ないと判断いたします。

資金については、土地購入費、土地整備費 合計 350 万円で、金融機関からの借入で対応するとのことです。

他の権利者の設定はございません。

転用時期については、許可後すぐに着工したいとのことです。

他の法令には該当いたしません。

転用面積は 133 m²で、事業目的から考えて適正であると考えます。

周辺への影響ですが、周辺農地への影響はないと考えますが、万が一被害が発生した場合は、責任を持って対処するとのことです。

以上です。

2 3 番委員

番号5ですが、5月7日、申請人と自宅にて調査いたしました。

申請行為については、本人が申請したもので、内容に間違いはございません。

転用理由については、新東名工事に伴いまして、用排水路構造物設置の作業エリアということで、一時的に使用ということでございます。

資金については、明細資料に基づきまして、譲受人の銀行残高証明書から十分だと思えます。

他の権利設定はございません。

転用時期でございますが、転用期間は2019年10月14日までということで、一時的な期間でございます。

他の法令等には関係ございません。

転用面積は 287 m²の内 25.7 m²を事業目的から使用するということで、適正と考えております。

周辺への影響については、道路工事の一時的利用ということで周辺農地への被害はないと考えていますけれども、万が一被害が発生した場合は、譲受人が責任を持って対処するというところでございます。

以上でございます。

2 3 番委員

番号6ですが、5月7日、申請人双方と自宅にて調査いたしました。

申請行為につきましては、本人が申請したものであり、内容については間違いありません。

転用理由については、新東名工事に伴う用排水路構造物設置に係る作業エリアの一時使用という理由でございます。

資金については、銀行の残高証明から十分と思われま。

他の権利設定はございません。

転用時期でございますが、転用期間は2019年10月14日までです。

他の法令の関係はございません。

転用面積は、273 m²の内の12.8 m²を事業目的から使用するというこ、適正と考えております。

周辺への影響でございますが、道路工事の一時的利用の為、周辺農地への被害はないと考えていますけれども、万が一被害が発生した場合は、譲受人が責任を持って対処するというこでございます。

以上でございます。

番号7ですが、5月7日、申請人と自宅にて調査いたしました。

23番委員

申請行為につきましては、本人が申請したものであり、内容については間違いございません。

転用理由については、新東名工事に伴う用排水路構造物設置の作業エリアとしての一時使用ということでございます。

資金については、銀行の残高証明から十分と思われま。

他の権利設定はございません。

転用時期でございますが、転用期間は2019年10月14日までの一時使用でございます。

他の法令の関係はございません。

転用面積は、475 m²の内の8.7 m²で、事業目的から適正と考えております。

周辺への影響でございますが、道路工事の一時的利用の為、周辺農地への被害はないと考えますけれども、万が一被害が発生した場合は、譲受人が責任を持って対処するというこでございます。

以上でございます。

番号8ですが、5月7日、申請人と自宅にて調査いたしました。

23番委員

申請行為につきましては、本人が申請したものであり、内容に問題はありません。

転用理由でございますが、新東名工事に伴う用排水路構造物設置の作業エリアとしての一時使用ということでございます。

資金については、銀行の残高証明から十分と思われま。

他の権利設定はございません。

転用時期でございますが、2019年10月31日までの一時使用ということ。

他の法令の関係はございません。

転用面積は、1,062 m²の内の65.2 m²と、446 m²の内22.4 m²の2筆を使用すると、事業目的から考えますと適正と考えております。

周辺への影響でございますが、被害はないと考えますけれども、万が一被害が発生した場合は、譲受人が責任を持って対処するというこでございます。

以上でございます。

26番委員

番号10ですが、5月8日、申請人双方と現地にて調査いたしました。

申請行為については、申請人双方が申請したものであり、内容に間違いはございません。

転用理由についてですが、新東名高速道路建設に伴い、当仮設工事事務所は高架橋の橋脚等下部工事を担当し、作業員の工事事務所、駐車場、資材置場として使用し、工事完遂のため必要があり、やむを得ないと判断します。

資金については、土地整地費、家屋建築費 合計1000万円で、すべて自己資金で対応するとのことです。

他の権利者の同意についてですが、他の権利設定はありません。

転用時期についてですが、この仮設工事事務所等は、平成28年6月より3年間の期限をもって終了予定でしたが、工事の遅れにより地権者の同意を得て、6月、7月末日の2か月間を延長したいとのことです。

他法令には抵触しておりません、

転用面積については、2,934㎡で、事業規模目的から考えて適正であると考えます。

周辺への影響についてですが、周辺農地への影響はないと考えますが、万が一被害が発生した場合は誠意をもって対処するとのことです。

以上です。

会長

ただいまから、質疑に入ります。本案についてご意見、質問等ございませんか。

10番委員

番号10の関係ですけれど、ここは新しく増設するんですか。現在、建っていませんか。

26番委員

3年前からこの工事をやっています、現状はまだ建物が建っています。若干工事が遅れて、2か月間延長したいということでこの申請が出ております。

事務局

事務局から補足説明させていただきます。ということで、番号10の一時転用についてですが、ここは3年前から借りていまして、委員の方がおっしゃった通り工事が遅れております。通常であれば現況を農地に戻してから、また一時転用の申請という形をとるのが正式な形と思われませんが、現況を復帰するためには相当な費用が掛かるということで、県内の事例を探した結果、他市では一時転用の延長をする時には、現況復帰の農地に戻さなくても、今ある現状のまま延長しているという事例がありましたので、県内の事例に基づきまして、現状を戻さずに今の状況で一時転用の2か月延長という手続きをさせてもらっています。

以上でございます。

会長

他にご意見、ご質問等ございませんか。

番号4ですが、これは売買で資材置場にしたいということのようなんですけれども、

18番委員

私、この辺りちょっとイメージ的に記憶がないものですから、この地図が正しいんだとすると、接道がですね、横が河川だという形で、この申請地が道路に接道しているのか、というのがちょっと疑問になったものですから、もしかしたら位置が違っているのか、それとも旗竿で進入路まであるのか、その辺をちょっと確認したいと思います。

事務局

この申請地につきましてですが、地図については正しくなっております。確かにここには河川がありまして、接道がありません。ただ、周りの所に、この地図では見えないんですけど、河川が、実際には河川はないんですけど、周りに河川がありまして、そこに占用という形で、市の管理維持課に相談をして、占用を取ってから買うという形で指導をしていますので、一応、占用許可という形で接道を通るような形になっております。この図は一応正しいですけど、見えない所に水路は別にあります。

会長

他にご意見、ご質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長

無いようですので、整理番号1～2、4～8、及び10の採決に入りたいと思います。本案について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長

全員賛成のようですので、整理番号1～2、4～8、及び10については、原案のとおり決定いたします。

会長

次に、整理番号3について審議いたします。本件につきましては、8番委員が申請人より委任を受けて申請をもらっているものであり、議事参与の制限に該当する案件となりますので、また農業委員会等に関する法律第31条により議事に参与できませんので、8番委員については退席をお願いします。

(8番委員退席)

会長

それでは、整理番号3について事務局に議案説明を求めます。

事務局

番号3 (議案書の内容読み上げ) 田 5.95 m²
転用内容は、売買により住宅敷地の拡張及び居宅進入路の拡張です。
農地の区分は、いずれ農地区分の要件にも該当しないため、第2種農地に区分されません。
以上です。

会長

続いて担当農業委員より調査結果の報告を求めます。

2番委員

番号3ですが、4月28日、申請人双方と現地及び自宅にて調査いたしました。

申請行為については、本人が申請したものであり、内容に間違いはありません。

転用理由ですが、譲渡人自宅前の市道は、以前は未舗装で狭かった為、近所の人しか利用していなかったが、そこが拡幅舗装されて交通量が増え、自宅の公衆用道路への進入が隅切りがされていない為に大きく膨らんで入らなければならず、通行する他の車に迷惑を掛けていたということです。また、譲渡人の田からの水が、道路に乗り越して譲受人の畑のほうにも入ってきたということで、双方の耕作を困難にしていたということで、これを機会に耕作ができるようにしたいということで、必要性があり、やむを得ないと判断いたします。

資金については、自己資金で対応し、確保されています。

他の権利設定はありません。

転用時期については、許可後すぐに着工したいとのことです。

他法令については抵触しておりません。

転用面積は5.95㎡で、事業目的から考えて適正であると考えます。

周辺への影響ですが、雨水の排水等で付近農地に被害を出さぬよう十分留意し、万が一被害が生じた場合には責任をもって対処するとのことです。

以上でございます。

ただいまから、質疑に入ります。本案についてご意見、質問等ございませんか。

会長

(質問、意見等 なし)

無いようですので、整理番号3の採決に入りたいと思います。本案について賛成の方は挙手願います。

会長

(全員挙手)

全員賛成のようですので、整理番号3については、原案のとおり決定いたします。

会長

8番委員は戻って着席してください。

(8番委員着席)

ただ今審議した結果、本案については原案のとおり決定されましたのでご報告いたします。

会長

続きまして、整理番号9について審議に入りたいと思います。本件につきましては、23番委員が議事参与の制限に該当する案件でございますので、退席をお願いいたします。

会長

(23番委員退席)

それでは、整理番号9について事務局に議案説明を求めます。

会長

番号9（議案書の内容読み上げ）畑 185.10 m²

事務局

転用内容は、賃貸借により工事用地の整備で、令和元年10月31日までの一時転用です。

農地の区分は、用途区域から500m以内にある農地のため、第2種農地に区分されます。

以上です。

続いて担当農業委員より調査結果の報告を求めます。

会長

番号9ですが、5月7日、申請人双方と電話にて調査いたしました。

25番委員

とりあえず、審査項目のお話をいたしまして、申請、転用理由、資金、他の権利者の同意、転用時期、他法令、転用面積、周辺への影響、これ全部をお話ししましたら、とりあえず問題ないよということで返事をいただきました。

そして、譲渡人に私のほうから話をさせていただきましたら、譲受人のほうで私が責任を持ってお話をさせていただきますので、それで構わないよという話になりました。ですので、先程の申請から周辺への影響、すべてを○にさせていただきました。

以上です。

ただいまから、質疑に入ります。本案についてご意見、質問等ございませんか。

会長

（質問、意見等 なし）

無いようですので、整理番号9の採決に入りたいと思います。本案について賛成の方は挙手願います。

会長

（全員挙手）

全員賛成のようですので、整理番号9については、原案のとおり決定いたします。

会長

23番委員は戻って着席してください。

（23番委員着席）

ただ今審議した結果、本案については原案のとおり決定されましたのでご報告いたします。

会長

続きまして、議案第10号 農用地利用集積計画の決定について を議題とします。事務局に議案の説明を求めます。

会長

議案第10号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、別紙のとおり

事務局

農用地利用集積計画を定めたので委員会の決定に附す。5月14日提出。

公告予定日が5月15日の利用集積計画となります。本議案における計画は8件で合計面積が7,019㎡です。

本議案は、すべて農地中間管理事業による利用集積であり、転貸する者は、静岡県農地中間管理機構 公益社団法人静岡県農業振興公社です。

それでは整理番号1から説明させていただきます。

(内容読み上げ) 計12筆 7,019㎡

以上でございます。

ただいまから、質疑に入ります。本案についてご意見、質問等ございませんか。

会長

7番委員

確認ですけれども、地図の8ページの農地なんですけれども、土地改良区のは場整備したところが黒色の塗りつぶしだと思いますが、新田の形状が今、変わっておりますので、その辺の確認はよろしいでしょうか。

事務局

ここはおっしゃる通り改良区の土地になります。この地図のシステムがちょっと古いので、先程、地番が付いていないといいますが、まだ登記が済んでいない仮登記の状態、ちょっと時間が掛かるということで、正式な地番は付いていない状態です。地図と現状が一致しないといいますが、地図がこちらのほうに上がっていないので、昔の図面のままの状態でこの位置に落とし込んだものですので、実情とは合わないんですけど、場所についてはこの場所で間違いありません。

以上です。

他にご意見、質問等ございませんか。

会長

(質問、意見等 なし)

それでは、無いようですので、本案について賛成の方は挙手願います。

会長

(全員挙手)

全員賛成のようですので、本案については、原案のとおり決定いたします。

会長

続きまして、農業委員会の活動目標等に関する協議について を議題とします。

会長

事務局に議案の説明を求めます。

事務局

それでは、別に配布しております左方ホチキス止めの「農業委員会の活動目標等に関する協議について (資料)」と表題に書かれている資料をご用意ください。

それでは内容について説明をいたします。

この協議につきましては、例年実施をさせていただいているものですが、始めにこの協議を行う経緯について簡単に説明をいたします。

平成28年4月1日から、農業委員会等に関する法律の改正に伴いまして、農業委員会は農業委員会事務の実施状況等を公表することとされております。法律の規定による公表につきましては、農林水産省の通知により、農業委員会は区域内の農地等の利用の最適化の推進、及びその他の事務に関しまして、毎年度、目標とその達成に向けた活動計画及び活動計画の点検・評価結果を、市のホームページで6月30日までに公表することが適当とされております。このことに伴いまして、本市農業委員会につきましても、昨年、平成30年の5月に、平成30年度の目標と活動計画を決定及び公表しておりまして、今回は昨年度の、平成30年度の活動についての点検・評価の案、及び本年度、令和元年度の目標と活動計画案について協議をしております。

こちらの2つの案につきましては、本日の農業委員会総会及び総会后5月20日までに、農業委員会の委員の皆様にご意見をいただきまして、その後意見を踏まえて、来月6月の農業委員会総会の議決をもって6月30日までに市のホームページにて公表を行うこととなります。

それでは、内容の説明に入る前に、申し訳ありませんが一部訂正がございます。

(訂正箇所の説明)

それでは、内容について要所のみ説明をさせていただきます。

(内容の説明)

以上、大変簡単ではございますけれども、農業委員会の活動目標等に関する協議について資料の説明とさせていただきます。

来月の農業委員会総会にて、再度議案として乗せさせていただきますご審議をいただくこととなります。この場、また後日5月20日までに、ご意見等ございましたら皆様からいただきたいと思っております。よろしくお願い致します。

以上です。

今、事務局から説明がございました。ご意見、質問等ございませんか。

会長

(質問、意見等 なし)

無いようですので、日程8は以上といたします。

会長

その他事務局から報告があればお願いします。

会長

(報告事項)

事務局

1. 令和2年度農地利用最適化施策に関する意見及び農業施策に関する要望事項等の提出について
2. 身分証明書について
3. 役職名簿について
4. 農業会議情報について

5. 会議等出席依頼（報告）について

6. クールビズについて

7. 次回総会 6月11日（火）午後4時00分（予定） 御殿場市役所東館 203
会議室

それでは、以上をもちまして、平成31年度第2回総会を閉会いたします。

事務局長

議 長

議事録署名人

5番

議事録署名人

6番
